

## — 目次 —

- 平成30年1月の税務
- 従業員が「iDeCo」加入時に行う事業主の手続

いつもお世話になっております。  
新たな年を迎え、皆様にとってご多幸がありますよう  
お祈りいたしております。  
本年も変わらぬお付き合いをお願い申し上げます。  
それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

## 平成30年1月の税務

1/10

- 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

1/31

- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 前年11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 給与支払報告書の提出
- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)

株式会社 アビームマネジメント  
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014  
仙台市青葉区本町1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090  
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :  
info@abeam-m.co.jp

## &lt;税務/会計トピックス&gt;

## 従業員が「iDeCo」 加入時に行う事業主の手続

## ◆改正を契機に加入者増加

今年1月から改正確定拠出年金法の施行により個人型確定拠出年金（通称 iDeCo）は基本的に20歳以上60歳未満のすべての方が任意で加入できるようになりました。

この改正により、今年に入ってから加入者が大幅に増加しており平成29年6月時点における加入者数は54万9943人と前年比203.8%となっています。

## ◆iDeCoの仕組み

iDeCoは、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の1つであり、加入者の老後の所得確保の一助となる制度です。

加入者が自ら定めた掛け金を拠出・運用し、原則60歳以降に掛け金とその運用益の合計額を基に給付額が決定し、受ける仕組みです。

厚労省では、従業員がiDeCoへの加入を希望した場合に速やかに加入できるよう、事業主への協力を呼び掛けています。

## ◆事業主が行う事務手続きとは

企業で働く従業員がiDeCoに加入する際、は事業主が行わなければならない事務手続が発生します。その手続は次の通りです。

- (1)事業所登録：加入者となる従業員（会社員等の2号被保険者）を雇用する事業所は国民年金基金連合会（国基連）に事業所登録を行います。
- (2)事業主証明書の記入：加入を希望する従業員から提出される事業主証明書に必要事項を記入します。
- (3)事業主証明（年1回）：年に1回、国基連加入時に得た情報を基に加入者の確認を行いますが、その際に事業主証明が必要となります。
- (4)事業主払込の場合の掛金納付：加入者が給与天引きで事業主払込を希望した場合は源泉徴収の際に掛け金を控除します。そして事業主から国基連に納付します。
- (5)年末調整：所得控除がある為、加入者が個人払込を選択した場合は年末調整が必要です。本人から小規模企業共済等掛金払込証明書を提出してもらいます。

このように従業員が個人型確定拠出年金に加入した場合でも会社として行う事務が発生します。申し出があった時は協力をしてあげる事が必要でしょう。

## ◆◆あしがき◆◆

楽しかった年未年始もあっという間に終わり、日常が戻ってきました。皆様 お健やかに新年をお迎えになられたことと思います。早いもので今年に入り既に半月が過ぎようとしています。

本年も、皆様のご要望・ご期待にお応えできるよう、社員一同 気持ちを新たに取組んでまいりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

アビームマネジメント社員一同